
プロジェクト IFRS 適用課題対応

項目 【審議事項】IAS 第 41 号「農業」 果実生成型植物の上で生育する生物資産

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2017 年 3 月の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）会議において議論された果実生成型植物で生育する生物資産の公正価値に関する IAS 第 41 号「農業」（以下「IAS 第 41 号」という。）の取扱いについて、アジェンダ決定案の内容をご説明し、当委員会の対応（案）についてご意見をいただくことを目的として作成している。

II. 背景及び経緯

2. IFRS-IC は、IAS 第 41 号の適用にあたり、生物資産の公正価値は信頼性をもって測定できるという推定について、反証できる状況があるかを照会する要望書を受けた。
3. IASB は、2014 年 6 月に IAS 第 41 号を改正し、果実生成型植物¹の概念を導入しており、当該改正前は果実生成型植物（及び生育する生産物(produce)を含む）について売却コスト控除後の公正価値で測定することを企業に要求していたが、改正の結果、果実生成型植物については IAS 第 16 号「有形固定資産」を適用し、生産物については IAS 第 41 号に基づき売却コスト控除後の公正価値で測定することを要求している。一方で、同第 30 項には当該生産物の公正価値について、信頼性をもって測定できない場合には、当該公正価値測定を免除する規定がある。
4. 要望書の提出者は、次について明確化を求めた。

質問 1：IFRS-IC は、企業が信頼性をもって生産物の公正価値測定ができない状況を想定しているか。

質問 2：IAS 第 41 号 BC4C 項に記述された、重大な実務上の困難がある場合の例に、油ヤシ事業が該当するか。

¹ IFRS 第 41 号第 5 項

果実生成型植物とは、生きている植物のうち次のすべてに該当するものをいう。

(a) 農産物の生産又は供給に使用され、

(b) 複数の期間にわたり生産物を生成すると見込まれ、

(c) 付随的な廃品売却を除き、農産物として販売される可能性が低い。

III. 2017年3月のIFRS-IC会議における議論

アウトリーチ及び調査の結果

5. IASB スタッフは、各法域の関係者へアウトリーチに加え、油ヤシや他の農業を行う企業においてIAS第41号がどのように適用されているか調査した。
6. 油ヤシについてのアウトリーチ及び調査の結果は次のとおりであった。
 - (1) 油ヤシ事業は、主にマレーシア及びインドネシアで実施され、当該法域では現状IAS第41号の適用は要求されておらず、得られる情報は限定的であった。
 - (2) 回答者は、油ヤシ事業を行う企業の大半は果房(FFB: Fresh Fruit Bunches)の公正価値が割引キャッシュ・フローを用いて測定されているとした。
 - (3) 果房の公正価値を測定していない企業は、公正価値測定にあたりインプット(測定すべきタイミング、果房の数や重量、果実の開発コストや植物の維持費用の配分)に不確実性があるとしていた。
 - (4) 一部の回答者は、少数の企業においては、生育の初期段階においては取得原価で果房を認識し、十分に生育した段階においては売却コスト控除後の公正価値で測定していた旨、回答した。
7. その他の農業を行う企業についてのアウトリーチ及び調査の結果は次のとおりであった。
 - (1) 公正価値測定を免除するIAS第41号第30項の適用には高いハードルがあると考えられており、油ヤシ事業以外の農業を行う15社のうち、13社はIAS第41号に従い公正価値測定を行っていた。
 - (2) 主に活発な市場がないことを理由として公正価値測定の免除規定が適用されており、一部の企業は、生物資産が生育の初期段階にある場合、取得原価が公正価値に近似するものとしていた。
8. IAS第40号「投資不動産」においては、公正価値測定の免除規定の適用は非常にまれであり、発展途上国における、開発のごく初期段階について適用されることがある旨の回答があった。

IASB スタッフの分析

9. IASB スタッフは、要望書の提出者の質問それぞれについての次の分析に基づき、本論点をアジェンダとして取り上げないことを提案している。

(質問1について)

10. IASB スタッフは、IAS 第 41 号の改正検討時に、IASB が果実生成型植物の上で生育する生産物を売却コスト控除後の公正価値で測定することが実務上困難な場合があることを把握しており、結論の根拠（IAS 第 41 号 BC4C 項等）に記述がなされていることに鑑みると、まれではあるとしても、公正価値が信頼性をもって測定できない場合があると考えた。
11. IASB スタッフはまた、IAS 第 41 号第 30 項の「明らかに信頼できない (clearly unreliable)」ことを示すために、企業はいずれの公正価値測定方法も信頼性がないことを示す必要があると考えた。さらに、同 BC4C 項では、企業が生産物の当初測定時に重大な実務上の困難に直面した場合に同第 30 項の免除規定が適用されるか否か検討すべき旨の記述があるが、重大な実務上の困難さがあつた場合に自動的に生産物の公正価値測定が明らかに信頼できない、すなわち、免除規定が自動的に適用されるものではないことに留意した。

(質問2について)

12. アウトリーチ及び調査の結果、油ヤシ事業を行う企業の多くが、果房の公正価値について、信頼性をもって測定できると結論付けていた。
13. IASB スタッフは、果房の公正価値が信頼性をもって測定できるようになる時期については様々な見解があるものの、その点により重大な実務上の困難さがあるとは言えず、他の農産物にも同様の論点があると考えた。
14. IASB スタッフはまた、本件のような特定の産業における適用上の質問への回答は、IFRS-IC や IASB が対処すべきものではないと考えた。
15. IASB は、IFRS 第 13 号「公正価値測定」の適用後レビューにおいて、生物資産の公正価値測定についての教育文書の必要性を検討することとしており、IASB スタッフは、果房の公正価値測定のガイダンスの開発に、油ヤシ事業を行う企業が関与できる可能性があると考えている。

IFRS-IC 会議での議論の結果

16. IASB スタッフのアジェンダとして取り上げないとする提案について、多くの IFRS-IC のメンバーから同意する意見が聞かれた。また、アジェンダ決定を有用なものとするために、議論の内容をアジェンダ決定の文案に織り込む修正を求める複数のコメントがあつた。
17. 議論の結果、スタッフ提案どおり、アジェンダとして取り上げないことが決定され、

次の内容を含むアジェンダ決定案が公表されている（公表されたアジェンダ決定案の仮訳を別紙1に記載している）。

(1) 認識及び測定に関する要求事項を確認する目的で次の基準を引用している（詳細については別紙2参照）。

- ・ IAS 第41号第10項の当初認識の要件
- ・ IAS 第41号第12項、第30項、BC4項の測定に関する要求事項等
- ・ IAS 第1号「財務諸表の表示」第125項の見積りの不確実性についての開示要求事項
- ・ IFRS 第13号「公正価値測定」第91項の評価技法やインプットに関する開示要求事項

(2) 公正価値測定の免除に関連する「明らかに信頼できない」、「重大な実務上の困難さ」の用語の位置づけに関して、次の記述がなされている。

- ・ 公正価値測定において重大な実務上の困難さがあった場合に、必ずしも公正価値測定が「明らかに信頼できない」わけではないこと
- ・ 「明らかに信頼できない」ことを示すために、企業はいずれの公正価値測定方法も信頼性がないことを示す必要があること
- ・ 公正価値測定において使用される仮定における違い（重大な評価結果の違いを生じさせるもの）の存在そのものは、公正価値測定において重大な実務上の困難さがあることの証拠とはならないこと

(3) 要望書は、IFRS基準の適用にあたり判断が必要となる領域における、特定の事例の適用に関する質問となっており、当該質問に対処することはIFRS-ICの役割ではないと考えられたこと

今後の予定

18. IFRS-ICは、アジェンダ決定案について、2017年5月22日までコメントを募集しており、今後の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検討する予定である。

以 上

(別紙 1)

2017年3月のIFRIC Updateに掲載された「アジェンダ決定案」の仮訳

IAS 第 41 号「農業」——果実生成型植物で生育する生物資産

解釈指針委員会は、果実生成型植物で生育する生産物の公正価値測定について要望書を受けた。より具体的には、要望書は、油ヤシで生育する果実が、IAS 第 41 号第 30 項の公正価値に関する推定を反証する生物資産の例となるか否かを解釈指針委員会が検討することを求めている。

解釈指針委員会は、次のことに着目した。

- a. IAS 第 41 号第 5C 項は、果実生成型植物の上で生育する生産物は、生物資産であるとしている。したがって、企業は油ヤシで生育する果実に対して IAS 第 41 号を適用する。
- b. IAS 第 41 号第 10 項の認識に関する要求事項は、企業が油ヤシにおいて生育する果実を、IAS 第 16 号「有形固定資産」を適用する果実生成型植物そのものと区別して認識する状況を特定している。企業が過去の事象の結果として資産を支配し、その資産に関連する将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高く、かつ、その資産の公正価値又は原価が信頼性をもって測定できる場合に、企業は生物資産を認識する。
- c. 企業は、公正価値が当初認識時に信頼性をもって測定できない場合を除き、当初認識時及び各報告期間末において、生物資産を売却コスト控除後の公正価値で測定し (IAS 第 41 号第 12 項)、かつ、
- d. IAS 第 41 号第 30 項は、生物資産の公正価値が信頼性を持って測定できるとする推定を含んでいるが、当該推定は、公表市場価格が利用可能でなく、代替的な公正価値測定が明らかに信頼できないと判断される生物資産について、当初認識時においてのみ反証することができるとしている。IAS 第 41 号第 30 項は、当該生物資産の公正価値がいったん信頼性をもって測定できるようになった場合には、企業はその資産を売却コスト控除後の公正価値で測定することとしている。

解釈指針委員会は、IAS 第 41 号第 30 項における「明らかに信頼できない」への言及は、推定を反証する場合、いかなる公正価値測定も明らかに信頼できないことを企業が証明しなければならないことを示していると結論づけた。IAS 第 41 号 BC4C 項は、IASB が、果実生成型植物において生育する生産物の公正価値測定は、企業が当該測定において重大な実務上の困難に直面する場合にのみ明らかに信頼できないものとなる可能性がある、果実生成型植物についての IAS 第 41 号の修正の開発時に想定していたことを示唆している。しかし、解釈指針委員会は、逆は必ずしも真ではないことに着目した。すなわち、企業が重大な実務上の困難さに直面することは、必ずしも生産物の公正価値測定が明らかに信頼

できないことを意味しない。BC4C 項によれば、IASB は、そういった場合に、企業は公正価値測定が明らかに信頼できないか否かを検討すべきであると考えていた。

解釈指針委員会はまた、要望書は、裏付け可能な仮定が異なる可能性（その結果、著しく異なる価値が算定される可能性がある）が、IAS 第 41 号 BC4C 項で言及されている、「重大な実務上の困難さ」を構成するかどうかを質問しているように思われると指摘した。解釈指針委員会は、当該事実は重大な実務上の困難さの証拠ではなく、それ自体で公正価値測定が明らかに信頼できないことにはならないと結論づけた。

解釈指針委員会は、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」第 125 項が、翌事業年度中に資産及び負債の帳簿価額に重要性のある修正を生じる重要なリスクのある仮定及び見積りについての情報を企業に開示することを要求していることに留意した。加えて、IFRS 第 13 号「公正価値測定」第 91 項は財務諸表利用者が、評価技法及び当該測定を作成するために使用したインプットや、レベル 3 のインプットが測定に与える影響を理解するために役立つ情報を開示することを企業に要求している。

解釈指針委員会は、要望書は、果実生成型植物において生育する特定の種類の生産物について、公正価値測定が明らかに信頼できないものであるかどうか結論づけることを解釈指針委員会に求めているものと考えた。解釈指針委員会は、特に、IFRS 基準の適用に判断が関連するような場合に、特定の適用上の質問に対して結論を下すことは解釈指針委員会の役割ではないと結論づけた。したがって、この論点を基準設定のアジェンダに追加しないことを〔決定した〕。

(別紙2)

関連する基準等

IAS 第41号「農業」

認識及び測定

- 10 企業は、次の場合に、かつその場合にのみ、生物資産又は農産物を認識しなければならない。
- (a) 過去の事象の結果として、企業が資産を支配している。
 - (b) その資産に関連する将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高い。かつ、
 - (c) その資産の公正価値又は原価が信頼性をもって測定できる。
- 12 生物資産は、当初認識時及び各報告期間の末日において、売却コスト控除後の公正価値で測定しなければならない。ただし、第30項で説明している、公正価値が信頼性をもって測定できない場合を除く。
- 24 取得原価が公正価値に近似する場合があります、特に、次のような場合はそうである。
- (a) 最初にコストが発生してからほとんど生物学的変化が起こっていない場合（例えば、報告期間の末日の直前に植え付けられた苗木又は新たに取得した家畜）
 - (b) 生物学的変化の価格に対する影響に重要性がないと予想される場合（例えば、30年の松の木植林の生産サイクルにおける初期の成長）

公正価値が信頼性をもって測定できない場合

- 30 生物資産の公正価値は信頼性をもって測定できるという推定がある。しかし、この推定は、公表市場価格が利用可能でなく、代替的な公正価値測定が明らかに信頼できないと判断される生物資産について、当初認識時にのみ覆すことができる。こうした場合には、当該生物資産は減価償却累計額及び減損損失累計額控除後の取得原価で測定しなければならない。その後、そのような生物資産の公正価値が信頼性をもって測定できるようになった場合には、売却コスト控除後の公正価値で測定しなければならない。IFRS 第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」により非流動の生物資産が売却目的保有に分類される場合（又は売却目的保有に分類される処分グループに含まれる場合）には、公正価値は信頼性をもって測定できると推定される。
- 31 第30項の推定を覆すことができるのは、当初認識時のみである。以前に生物資産を売却コスト控除後の公正価値で測定した企業は、当該生物資産を処分するまで売却コスト控除後の公正価値で測定し続けなければならない。
- 32 すべての場合において、企業は、収穫時点において農産物を売却コスト控除後の公正価値で

測定しなければならない。本基準は、収穫時点での農産物の公正価値は常に信頼性をもって測定できるという見解を反映している。

BC4C 当審議会は、果実生成型植物の上で生育する生産物を売却コスト控除後の公正価値で測定することは、実務上は適用が困難な場合があるかもしれないことを認めた。しかし、地中で生育中の生産物を売却コスト控除後の公正価値で測定する際に、同様の困難が生じるという指摘があった。したがって、当審議会は、果実生成型植物の上で生育する生産物について公正価値測定の追加的な免除を設けて、IAS 第41号の範囲に含まれる他の生物資産については設けないとすると、不整合となると判断した。当審議会は、作成者が生産物の当初測定時に重大な実務上の困難に出会う場合には、IAS 第41号の第10項(c)及び第30項における免除の要件を満たすかどうかを検討すべきである。

IAS 第1号「財務諸表の表示」

見積りの不確実性の発生要因

125 企業は、報告期間の末日における、将来に関して行う仮定及び見積りの不確実性の他の主要な発生要因のうち、翌事業年度中に資産及び負債の帳簿価額に重要性のある修正を生じる重要なリスクがあるものに関する情報を開示しなければならない。当該資産及び負債に関して、注記には次の事項の詳細を記載しなければならない。

- (a) その内容
- (b) 報告期間の期末日現在の帳簿価額

IFRS 第13号「公正価値測定」

開示

- 91 企業は、財務諸表利用者が次の両方を評価するのに役立つ情報を開示しなければならない。
- (a) 当初認識後に財政状態計算書において経常的又は非経常的に公正価値で測定される資産及び負債については、評価技法及び当該測定を作成するのに用いたインプット
 - (b) 重大な観察可能でないインプット（レベル3）を用いた経常的な公正価値測定については、その測定が当期の純損益又はその他の包括利益に与える影響

以 上